

新旧対照表

新	旧
<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>本市は、神奈川県<small>の</small>中央に位置し、西は大山を境に秦野市、西から北にかけては愛甲郡清川村、愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また、南は平塚市、伊勢原市と6市2町1村に接している。</p> <p>地勢は、西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っている。西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっている。市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を發する相模川の清流が南北に貫通している。</p> <p>市域の形状は東西13.68キロメートル、南北14.80キロメートルの扇形に近い地形であり、面積は93.83平方キロメートルと県下19市中7番目の面積を有する。</p> <p>人口については、平成17年の国勢調査では、総人口222,403人(男性116,150人、女性106,253人)であり、世帯数は89,740世帯である。</p> <p>総人口は、平成12年の国勢調査時点と比べて5,034人増加している。平均年齢については、平成20年1月1日現在で40.96歳と神奈川県下19市の中で2番目に若い。そして、生産年齢(15歳から64歳)の割合についても、平成20年1月1日現在で70.0%と、神奈川県下19市において2番目に高くなっている。</p> <p>また、本市は東京から46キロメートル、横浜から32キロメートルと都心に近い位置にあり、東名高速道路を始めとする高規格幹線道路が市域を走り、県央地域における交通結節点として栄えてきた。さらに首都圏の諸機能分散の受け皿として、平成9年には業務核都市に指定されたほか、地方分権一括法の施行により、平成14年4月には、「特例市」に移行するなど着実な発展を続けている。</p> <p>(削除)</p>	<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>本市は、神奈川県<small>の</small>中央に位置し、西は大山を境に秦野市、西から北にかけては愛甲郡清川村、愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また、南は平塚市、伊勢原市と6市2町1村に接している。</p> <p>地勢は、西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っている。西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっている。市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を發する相模川の清流が南北に貫通している。</p> <p>市域の形状は東西13.68キロメートル、南北14.80キロメートルの扇形に近い地形であり、面積は93.83平方キロメートルと県下19市中6番目の面積を有する。</p> <p>人口については、平成17年の国勢調査では、総人口222,403人(男性116,150人、女性106,253人)であり、世帯数は89,740世帯である。</p> <p>総人口は、平成12年の国勢調査時点と比べて5,034人増加している。平均年齢については、平成18年1月1日現在で40.17歳と神奈川県下19市の中で最も若い。</p> <p>そして、生産年齢(15歳から64歳)の割合についても、平成18年1月1日現在で71.9%と、神奈川県下19市において最も高くなっている。</p> <p>また、本市は東京から46キロメートル、横浜から32キロメートルと都心に近い位置にあり、東名高速道路を始めとする高規格幹線道路が市域を走り、県央地域における交通結節点として栄えてきた。さらに首都圏の諸機能分散の受け皿として、平成9年には業務核都市に指定されたほか、地方分権一括法の施行により、平成14年4月には、「特例市」に移行するなど着実な発展を続けている。</p> <p><u>本市の情報政策については、厚木市総合計画「あつぎハートプラン」を中心とした行政計画に基づき、市の重要政策として地域情報化に積極的に取り組んでいる。</u></p>

具体的には、厚木市総合計画「あつぎハートプラン」の「情報ネットワークのまちプロジェクト」の個別計画として、情報化施策の基本方針を示した「厚木市情報化推進計画」を平成11年3月に策定した。この計画に沿って、地域の情報化を推進する拠点施設や情報通信基盤の整備を着実に進めるとともに、各種情報システムの構築に努めてきた。

さらに、近年のインターネットや携帯電話の急速な普及に代表される高度情報化社会に対応するため、平成13年6月に、市内企業・大学関係者や有識者による「厚木市IT戦略会議」を設置し、情報化に関する施策について総合的な検討を進め、平成14年2月に「厚木市IT基本戦略」の提言を受けた。同戦略は、情報通信技術（IT）を市民生活や自治体経営に積極的に取り入れ、市民サービスの向上、産業の振興、事務の合理化などを図るため、「みんなでつくるITのまち あつぎ」を基本理念に掲げ、「市民がITを積極的に活用できるまち」、「すべての市民がITの恩恵を幅広く享受できるまち」の実現を目標に利便性と安全性が高く快適で暮らしやすい社会生活環境の整備手法や事業施策を提示している。

また、同戦略では、情報化の推進に当たっては、インフラ（情報通信基盤）やコンピュータ機器といった「ハードウェア」の整備と、システム（アプリケーション）やコンテンツ、情報リテラシーといった「ソフトウェア」の整備を車の両輪として進めることが重要であるとし、特に、「ソフトウェア」に関しては、市民を主役として情報化を進めるため、市民の情報リテラシーを高めるとともにIT推進を担う人材の育成が重要であるとしている。

本市では、現在まで、この総合計画及びIT基本戦略に従って情報化を進めてきた。特に、市制施行50周年（平成17年2月1日）を契機として、平成16年度から17年度の情報化に関する施策を「アクションプラン50」としてまとめ、インターネットやパソコンなど情報通信技術を活用したサービスの充実を図ってきた。

こうした中、本市においては、近年のインターネットや携帯電話の急速な普及に代表される高度情報化社会に対応するため、平成14年2月に「厚木市IT基本戦略」を策定し、様々な情報化政策を通じて、行政サービスの充実に積極的に取り組んできた。

しかしながら、少子高齢化社会の到来による人口減少や環境問題の深刻化、さ

らには、地域の情報化を取り巻く情報通信技術（ICT）の進歩など、急激な社会の変化に対応するため、「厚木市IT基本戦略」の見直しが必要となった。

そこで、厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の情報政策分野の個別計画として、徹底した情報公開を念頭に、デジタルデバイドの解消や新たな時代のニーズに応えるため、今後の本市における情報化の諸施策を明らかにした、「あつぎICT元気プラン（厚木市情報化推進計画）」を平成21年3月に策定した。この「あつぎICT元気プラン（厚木市情報化推進計画）」は、ICTを有効活用することにより、総合計画の施策展開をより効果的・効率的に進めるとともに、市民が人間味のあるコミュニケーションでつながるまちを実現するための方策を定めるものである。この計画に基づき、生涯学習活動や地域コミュニティ等の日常生活の中で必要な情報を積極的に発信するとともに、情報セキュリティ基盤や教育の強化を推進していく予定である。

こうした計画等に基づき、市内のICT技術の高度化や情報化が進むにつれて、市内におけるIT人材の必要性は益々高まるものと予想される。

また、本市においては、平成21年4月に「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」を策定し、「企業立地元気アップサポート事業」として、全国でもトップレベルの支援策（インセンティブ）を用意し、新たな企業の進出と既存企業の事業拡大を積極的に支援している。本事業には、対象業種として、情報通信業も含まれていることから、本市におけるIT人材の育成・確保が進めば、企業立地に向けた相乗効果も見込める。

本特区で特例措置を導入する「基本情報技術者試験」は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」の水準がある程度以上であることを認定している国家試験である。情報システムを構築・運用する「技術者」から情報システムを利用する「一般市民」まで、ITに関係するすべての人にかかわる試験として実施されている。この試験は、特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能として、幅広い知識が総合的に評価されている。

これらの資格取得者を増加させることは、次の理由により、厚木市のIT人材の裾野を広げることになり、高度なIT技術を持つ人材の育成・確保、市民サービスにつながる。

本特区で特例措置を導入する「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」の水準がある程度以上であることを認定している国家試験である。情報システムを構築・運用する「技術者」から情報システムを利用する「一般市民」まで、ITに関係するすべての人にかかわる試験として実施されている。この試験は、特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能として、幅広い知識が総合的に評価されている。

これらの資格取得者を増加させることは、次の理由により、厚木市のIT人材の裾野を広げることになり、高度なIT技術を持つ人材の育成・確保、市民サービスにつながる。

- (1) 経済産業省の登録制度である「システムインテグレーション (SI) 登録」、「特定システムオペレーション企業等 (SO) 認定」において、情報処理技術者試験の合格者数が企業の技術的能力の審査項目の一つとなっている。また、これら登録制度は、政府や地方自治体の事業における入札参加資格の参考となっている。
- (2) 技術水準が急激に変化し多様化するなかで、幅広い観点から試験問題が出題されており、コンピュータやオペレーティングシステム (OS) の種類に縛られない幅広い知識を習得できる。また、このような人材を育成することは企業競争力の強化にもつながる。
- (3) さらに勉学を進めて上級の情報処理技術者試験合格者 (指定試験区分) は、国家試験 (中小企業診断士、弁理士) の一部免除制度が受けられる。
- (4) 「基本情報技術者試験」は、厚生労働省が創設した「若年就職基礎能力支援事業 (“YES-プログラム”）」の資格試験として、認定されている。

- (1) 経済産業省の登録制度である「システムインテグレーション (SI) 登録」、「特定システムオペレーション企業等 (SO) 認定」において、情報処理技術者試験の合格者数が企業の技術的能力の審査項目の一つとなっている。また、これら登録制度は、政府や地方自治体の事業における入札参加資格の参考となっている。
- (2) 技術水準が急激に変化し多様化するなかで、幅広い観点から試験問題が出題されており、コンピュータやオペレーティングシステム (OS) の種類に縛られない幅広い知識を習得できる。また、このような人材を育成することは企業競争力の強化にもつながる。
- (3) さらに勉学を進めて上級の情報処理技術者試験合格者 (指定試験区分) は、国家試験 (中小企業診断士、弁理士) の一部免除制度が受けられる。
- (4) 「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」は、厚生労働省が創設した「若年就職基礎能力支援事業 (“YES-プログラム”）」の資格試験として、認定されている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義 (削除)

「基本情報技術者試験」は、情報処理技術者試験の中でも、IT 技術の基礎的な資格であり、取得については、将来、IT スペシャリストになる上で最初のステップである。しかし、試験内容がコンピュータに関する基礎知識に加えて、経営管理、情報化戦略、財務会計、知的財産権の関連法規など多岐にわたっている。初学者が資格取得のために学習すべき内容が多く、負担が大きいため、受験意欲を低下させているものと考えられる。これが、IT 人材の裾野を広げる上で大きな問題となっている。

その措置として、本市では J 検資格及びサーティファイ資格を併用することによる「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用することとなった。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

「厚木市IT基本戦略」にて提言されているように、「新産業の創造、企業誘致、育成」、「雇用機会の拡大」をさらに推進させ地域経済を発展させるためには、IT人材の育成・確保は重要であり、具体的な措置が必要である。

「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」は、情報処理技術者試験の中でも、IT技術の基礎的な資格であり、取得については、将来、ITスペシャリストになる上で最初のステップである。しかし、試験内容がコンピュータに関する基礎知識に加えて、経営管理、情報化戦略、財務会計、知的財産権の関連法規など多岐にわたっている。初学者が資格取得のために学習すべき内容が多く、負担が大きいため、受験意欲を低下させているものと考えられる。これが、IT人材の裾野を広げる上で大きな問題となっている。

その措置として、本市では文部科学省が後援する情報検定資格 (以下、「J検」)を併用することによる「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用する。

このJ検資格及びサーティファイ資格を併用することによるメリットとして、次のことがあげられる。

- (1) 広範囲な学習内容を分割したJ検資格及びサーティファイ資格の取得を第一目標とすることで、情報化分野への興味が増加する。
- (2) J検及びサーティファイ資格取得者には一定の条件で「基本情報技術者試験」の午前試験が免除されるため、若者の勉学意欲が向上する。

(削除)

(3) 「基本情報技術者試験」の資格取得者の増加は、本市におけるICTのまちづくりを支えるものとする。

厚木市に存在する教育機関において、本特例措置を適用することにより、効率的にIT人材を多数育成することが可能となり、ひいては情報通信業や既存ものづくり産業の活性化により、地域経済の発展に大きく貢献することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) IT人材の育成

「基本情報技術者試験」の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、午後に実施される実務的な分野の試験に集中でき、合格者数を増加させることが見込まれる。

また、J検資格及びサーティファイ資格と併用することにより、段階的な資格の取得と効率的な学習が可能となるため、受験者の意欲が高まりIT人材の裾野を広げることができる。基本情報技術者の資格取得を足がかりにITスペシャリストへの道も開かれ、数多くの優秀なIT人材の輩出が見込まれる。

### (2) 地域産業の活性化

現在、IT企業のみならず、あらゆる企業において経営の合理化・経営の効率

J検では、「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の広範な内容を複数の分野に分け、分野ごとに資格を設けている。このJ検を併用することによるメリットとして、次のことがあげられる。

- (1) 広範囲な学習内容を分割したJ検合格を第一目標とすることで、情報化分野への興味が増加する。
- (2) J検合格者には一定の条件で「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の午前試験が免除されるため、若者の勉学意欲が向上する。
- (3) 勉学に励む若者の増加は「元気なまち」の実現にとって、重要な意義がある。

(4) 「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の資格取得者の増加は「ITのまち あつぎ」を支えるものとする。

厚木市に存在する教育機関において、本特例措置を適用すれば、効率的にIT人材を多数育成することが可能となり、「新産業の創造、企業誘致、育成」、「雇用機会の拡大」をさらに推進させ地域経済の発展に大きく貢献することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 若年者のIT人材の育成

今回の構造改革特別区域の申請により、「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、午後に実施される実務的な分野の試験に集中でき、合格者数を増加させることが見込まれる。

また、J検と併用することにより、若年者に対し段階的な資格の取得と効率的な学習が可能となるため、受験者の意欲が高まりIT人材の裾野を広げることができる。初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者の資格取得を足がかりにITスペシャリストへの道も開かれ、数多くの優秀なIT人材の輩出が見込まれる。

### (2) 地域産業の活性化

現在、IT企業のみならず、あらゆる企業において経営の合理化・経営の効率

化を進めるにはIT人材が必要不可欠であり、企業の雇用意欲は高い。市内の基本情報技術者の資格取得者が増加すれば、新たな企業誘致や既存企業の活性化につながる。厚木市民にとっては、雇用機会の拡大につながるとともに、さらに、ITスペシャリストへ挑戦する市民の増加により、優秀なIT人材の輩出が可能となる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果  
今回申請の特例措置により、「基本情報技術者試験」の合格率及び合格者数が増加することが予想される。

さらに、本市の6市2町1村と接している恵まれた地理的条件を活かして、近隣から特例措置による資格取得を目的とした若年者を厚木市内の高等教育機関に集めることが容易になる。

また、情報処理技能を有する資格者が増加すれば、高度なIT人材の確保が容易となり、厚木市への企業誘致、新産業の創造の一層の進展が期待できる。

そして、当該特定事業を実施することは、IT人材資源の創出及び強化につながり、地域の情報化及び地域経済の活性化に係る人材の確保にも資することにもなる。

#### 8 特定事業の名称 (削除)

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

化を進めるにはIT人材が必要不可欠であり、企業の雇用意欲は高い。初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者の資格取得者が増加すれば、企業の活性化につながる。厚木市民にとっては、「雇用機会の拡大」につながるとともに、さらに、ITスペシャリストへ挑戦する市民の増加により、優秀なIT人材の輩出が可能となり「厚木市IT基本戦略」における「創造・発見・元気なまちづくり」の実現へと導くことになる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果  
今回申請の特例措置により、「初級システムアドミニストレータ試験」、「基本情報技術者試験」の合格率及び合格者数が増加することが予想される。

さらに、本市の6市2町1村と接している恵まれた地理的条件を活かして、近隣から特例措置による資格取得を目的とした若年者を厚木市内の高等教育機関に集めることが容易になる。

また、情報処理技能を有する若年者が増加すれば、高度なIT人材の確保が容易となり、厚木市への企業誘致、新産業の創造の一層の進展が期待できる。

そして、当該特定事業を実施することは、IT人材資源の創出及び強化につながり、地域の情報化及び地域経済の活性化に係る人材の確保にも資することにもなる。

#### 8 特定事業の名称

1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(削除)

(1) 学校におけるIT教育の推進

パソコン教室の整備を継続的に進め、普通教室に生徒用のパソコンとプロジェクタを設置し、授業で活用するとともに、校内LANを整備し、どの授業でもインターネットが利用できるようにする。

(2) 市民の情報リテラシーの向上

ア 情報プラザの活用や公共施設での利用者開放端末の整備を行い、市民がインターネットを身近なところで利用できるようにして、ITへの理解を深める。

イ さまざまな時間や場所でIT講習を実施し、デジタルデバイドの解消を図るとともに、パソコン等の操作に精通した市民にボランティアとして協力をしてもらい、市民との連携を図り実施する。

(3) 「創造・発見・元気なまちづくり」の実現に向けて

ア 企業誘致に向けインキュベーション施設の整備、企業への優遇制度導入、起業家のための支援体制の整備、誘致活動等を行う。

イ 市内の商店街や観光、産業、行政情報等のさまざまな情報を一元的に提供するポータルサイトを構築し、地域の集客力の向上や活性化を図る。

(4) 電子自治体の実現に向けて

ア 市民が自宅のインターネットから生涯学習の情報を入手したり、講座等の申込み

ができるサービスを提供する。

イ マルチペイメント等を活用した電子納付基盤を整備し、納税者の利便性の向上を

図るとともに、歳入、歳出事務の電子化を推進する。

○あつぎICT元気プラン（厚木市情報化推進計画）

(1) 「支え合い、安心していきいきと暮らせる元気なまち」の実現に向けて

ア 保健・医療・福祉体制の強化

各種健康プログラムの実施や地域医療体制の充実を目指すとともに、福祉総合情報システムをより利便性・効率性に優れたものになる

ように見直す。

イ 安心・安全な暮らしの実現

防災・防犯対策や情報モラル教育等の充実について推進する。

(2)「だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち」の実現に向けて

ア 生涯学習活動の充実

生涯学習に係る情報提供の充実やICT人材の育成を目指す。

イ 情報教育の環境整備

(新)教育総合情報システムを始めとして、情報教育の充実に向けた環境整備を目指す。

(3)「みんなでつくる、自然環境と共生する元気なまち」の実現に向けて

ア 自然環境の保全

住民、企業、行政が連携し、各家庭から排出されるCO<sub>2</sub>の量を知ってもらうサイトの構築等を目指す。

イ ごみ減量・資源リサイクル促進

電子フリーマーケットを始めとして、ごみの減量・資源リサイクルに寄与する情報化施策を展開する。

(4)「にぎわいあふれる、快適で利便性の高い元気なまち」の実現に向けて

ア 地域産業の活性化支援

厚木市の産業を活性化させるために、農地情報システムを始めとしたシステム導入・検討を行う。

イ 公共サービスの充実

マイタウンクラブのリニューアル等を行い、サービスの充実を図る。

(5)「市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営の元気なまち」の実現に向けて

ア 情報インフラの整備

すべての市民に対して適切なサービスを提供するに当たって必要な情報インフラの整備について示す。

イ 情報提供の充実

情報弱者等にも配慮し、ICTや各種広報等も活用して、全ての人に優しい情報の提供を目指す。



ウ 情報セキュリティ基盤・教育の強化

市民に安心して行政サービスを活用してもらえるようセキュリティ面について示す。

エ 行政サービスの充実

行政内部業務の簡素化、効率化及び透明性向上を目指すとともに行政手続きにおける市民の利便性向上を図る。

○企業立地元気アップサポート事業

工場や研究所等の新設、増設を行う企業等に対して、固定資産税等の負担を軽減するとともに新たに4つの奨励金を交付することで、全国でもトップレベルの支援策(センティブ)を用意し、新たな企業の進出と既存企業の事業拡大を図るものである。

主な内容は、これまでの税の軽減措置などの支援を継続しながら、特に、中小企業者や小規模企業者へのより力強いサポートを行うため、雇用奨励金の増額や要件緩和を行うとともに、新たに立地奨励金や太陽光活用設備・電気自動車などの環境配慮型設備への奨励金、さらに、企業立地を促す産業用地の創出のための奨励金を用意している。

(削除)

**1. 特定事業の名称**

1131 (1143, 1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

**2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

(1) 講座の開設者

学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科  
学科長 小野目豪  
所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地

(2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男  
所在地：東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館

**3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日**

構造改革特別区域計画が認定された日

**4. 特定事業の内容**

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(J検併用コース)  
別添資料1「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報活用試験 1級」を受験し合格することにより認定した

者であり、なおかつ当該講座の出席率（70%以上）を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し合格基準を満たした者について修了を認定する。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、経済産業大臣が告示で定める履修項目のうち民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定（J検）情報活用試験 1級」で出題された項目を除いた内容で実施する。初級システムアドミニストレータ試験講座（J検併用コース）については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供する。問題は独立行政法人情報処理推進機構の審査を受けるが、その結果適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報活用試験

試験科目 1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1) データと情報
		(2) 情報の表現方法
		(3) 情報の活用、情報処理の手順
		(4) 情報の収集と発信
		(5) 情報の管理
	パソコンを利用したシス	(1) パソコンシステムとその環境

<p>別紙</p> <p>1. 特定事業の名称 1132 (1144、1146) 修了者に対する基本技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。</p> <p>別紙2</p> <p>1. 特定事業の名称 1132 (1144、1146) 修了者に対する基本技術者試験の午前試験</p>		<p>(3) ファイルシステム</p> <p>(4) パソコン関連機器とインターフェース</p>
		3	<p>ネットワークの利用</p> <p>(1) 情報通信ネットワークの概要</p> <p>(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア</p> <p>(3) モバイルコンピューティング</p> <p>(4) ネットワーク上のパソコンの管理</p>
		4	<p>情報ネットワーク社会への対応</p> <p>(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識</p> <p>(2) 社会におけるコンピュータの利用</p> <p>(3) 知的財産権</p>
		5	<p>情報セキュリティ</p> <p>(1) ネットワークセキュリティ</p> <p>(2) コンピュータセキュリティ</p>

<p>(1) 講座の開設者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>J検併用コース</u> 学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 学科長 小野目豪 所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地</li> <li>・<u>サーティファイ併用コース</u> <u>株式会社一橋ビジネス学院アレックス</u> アレックスコンピュータスクール 本厚木校 代表取締役 原 寿雄 所在地：神奈川県厚木市中町2-7-11 厚木Nビル3F</li> </ul> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>J検併用コース</u> 財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男 所在地：東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館</li> <li>・<u>サーティファイ併用コース</u> <u>株式会社サーティファイ</u> 所在地：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル</li> </ul> <p>3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画が認定された日</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>J検併用コース</u> 「基本情報技術者試験講座」 学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 別添資料1「履修計画」参照</li> <li>・<u>サーティファイ併用コース</u> <u>「基本情報技術者試験対策講座」</u> <u>アレックスコンピュータスクール 本厚木校</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;">験を免除する講座開設事業</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1) 講座の開設者</p> <p>学校法人ソニー学園 湘北短期大学 情報メディア学科 学科長 小野目豪 所在地：神奈川県厚木市温水 428 番地</p> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者</p> <p>財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男 所在地：東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館</p> <p>3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画が認定された日</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 「基本情報技術者試験講座」(J検併用コース) 別添資料2「履修計画」参照</p>
--	---

## 別添資料2「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

### (2) 修了認定の基準

#### ・J検併用コース

##### 「基本情報技術者試験講座」

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率(70%以上)を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試験を実施し合格基準を満たした者について修了を認定する。

#### ・サーティファイ併用コース

##### 「基本情報技術者試験対策講座」

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験2級」もしくは「情報処理技術者能力認定試験2級第1部科目」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率(70%以上)を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試験を実施し合格基準を満たした者について修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

#### ・J検併用コース

##### 「基本情報技術者試験講座」

修了認定に係る試験問題は、経済産業大臣が告示で定める履修項目のうち民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

### (2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率(70%以上)を持って履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試験を実施し合格基準を満たした者について修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の

検定（J 検）情報システム試験 基本スキル」で出題された項目を除いた内容で実施する。基本情報技術者試験講座（J 検併用コース）については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供する。問題は独立行政法人情報処理推進機構の審査を受けるが、その結果適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

・サーティファイ併用コース

「基本情報技術者試験対策講座」

修了認定に係る試験問題は、経済産業大臣が告示で定める履修項目のうち民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験 2 級」もしくは「情報処理技術者能力認定試験 2 級第 1 部科目」で出題された項目を除いた内容で実施する。「基本情報技術者試験対策講座（サーティファイ併用コース）については、株式会社サーティファイが講座開設者に試験問題を提供する。問題は独立行政法人情報処理推進機構の審査を受けるが、その結果適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

試験実施にあたっては、株式会社サーティファイが定め「特例措置対応最終試験団体受験のご案内」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

・ J 検併用コース

「基本情報技術者試験講座」

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類

うち民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定（J 検）情報システム試験 基本スキル」で出題された項目を除いた内容で実施する。基本情報技術者試験講座（J 検併用コース）については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供する。問題は独立行政法人情報処理推進機構の審査を受けるが、その結果適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

・サーティファイ併用コース

「基本情報技術者試験対策講座」

資格名称 情報処理技術者能力認定試験 (2級)

試験科目 情報処理技術者能力認定試験 (2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1) 数値表現とデータ表現の種類
		(2) 数値とデータの表現方法
		(3) 演算と精度
		(4) 文字の表現
		(5) その他のデータ表現
		(6) 情報と論理
		(7) 基本データ構造
2	コンピュータシステム	(1) プロセッサアーキテクチャ
		(2) メモリアーキテクチャ
		(3) バスアーキテクチャ
		(4) 補助記憶
		(5) 入出力アーキテクチャ
		(6) オペレーティングシステム
		(7) ファイル管理

出題内容	
テクノロジ系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論 (伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)
	2 アルゴリズムとプログラミング



	<p><u>データ構造 (スタックとキュー、2 分木、リストなど)</u></p> <p><u>流れ図の理解、アルゴリズム (整列、探索、併合など)</u></p> <p><u>プログラム構造、データ型など</u></p> <p><u>プログラム言語 (種類と特徴など)</u></p>	
	<p><b>2 コンピュータシステム</b></p> <p><b>3 コンピュータ構成要素</b></p> <p><u>コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど</u></p> <p><u>主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど</u></p> <p><u>補助記憶装置や媒体 (種類と特徴、性能計算など)</u></p> <p><u>入出力インタフェース (種類と特徴など)</u></p> <p><u>入出力装置 (種類と特徴、性能計算など)</u></p> <p><b>4 システム構成要素</b></p> <p><u>システムの利用形態、システム構成など</u></p> <p><u>クライアントサーバシステム、RAIDなど</u></p> <p><u>システムの性能、信頼性、経済性など</u></p> <p><b>5 ソフトウェア</b></p> <p><u>オペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)</u></p> <p><u>ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)</u></p> <p><u>ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)</u></p> <p><u>言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)</u></p> <p><u>CASE、エミュレータ、シミュレータなど</u></p> <p><b>6 ハードウェア</b></p> <p><u>基本論理回路、組合せ回路など</u></p>	
	<p><b>3 技術要素</b></p> <p><b>7 ヒューマンインタフェース</b></p>	

	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
8	マルチメディア	
	オーサリングツール、JPEG、MPEGなど	
9	データベース	
	データベースのモデル、DBMSなど	
	データ分析、データベースの設計、データの正規化など	
	データ操作、SQLなど	
	排他制御、障害回復、トランザクション管理など	
	データウェアハウス、データマイニングなど	
10	ネットワーク	
	インターネット (各種プロトコル、IPアドレスなど)	
	LANとWAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)	
	LANのアクセス制御方式、LAN間接続装置など	
	OSI基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など	
	ADSL、FTTH、CATV回線、イントラネットなど	
11	セキュリティ	
	暗号技術、認証技術、利用者確認など	
	ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など	
	不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など	
4	開発技術	
12	システム開発技術	
	業務分析と要件定義 (DFD、E-R図、UMLなど)	
	モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など	
	構造化プログラミング、コーディングなど	
	テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど	
13	ソフトウェア開発管理技術	
	ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)	

		SLCP、リバーエンジニアリングなど	
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント	
	14	プロジェクトマネジメント	
		コスト見積り (ファンクションポイント法など)	
		日程計画 (アローダイアグラムなど)	
		進捗管理、品質管理、コスト管理など	
	6	サービスマネジメント	
15	サービスマネジメント		
	ICTIL (サービスサポート、サービスデリバリなど)		
	コンピュータの運用・管理、システム移行など		
ストラテジ系	7	システム戦略	
	17	システム戦略	
		業務プロセス (業務改善、BPR、SFAなど)	
	8	経営戦略	
	19	経営戦略マネジメント	
		経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPMなど)	
		マーケティング理論、マーケティング手法など	
		経営管理システム (CRM、SCM、ERPなど)	
	21	ビジネスインダストリ	
		ビジネスシステム (POSシステム、EOSなど)	
		エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRPなど)	
		e-ビジネス (EC、EDI、RFIDなど)	
9	企業と法務		
22	企業活動		
	経営組織 (事業部制組織、CIOなど)		
	ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBOなど)		
	経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ法など)		
	OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など)		
	会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど)		

23 法務

知的財産権（著作権、産業財産権など）

ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）

標準化団体（JIS、ISO、IEEEなど）

各種コード（文字コード、QRコード、ISBNコードなど）

補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。